

令和4年度 尾道市実証実験サポート事業 募集要項

1. 事業の目的

本事業は、AI やIoT といった先端的なデジタル技術を活用する実証実験を公募し、実証実験の実施を支援することで、定住、交流、住宅供給、雇用の創出、子どもの貧困、ひきこもり、ヤングケアラーへの対応など、地域が抱える今日的課題の解決や行政運営の効率化を図り、持続可能で豊かな市民生活の実現につなげていくことを目的とします。

さらに、当該実証実験の先端的な技術の実用化を推進することにより、地域における新規産業の創出や産業の集積、ブランド力の向上を期待するものです。

2. 事業の概要

本市をフィールドとして先端技術等を活用した実証実験を全国から公募します。本事業に採択された実証実験は、実証フィールドの提供、実験に係る費用の補助等、全面的にサポートします。

3. 企画提案の公募内容

(1) 募集対象

先端技術等を活用することで、本市における地域課題の解決や行政運営の効率化を図り、豊かな市民生活の実現につながる実証実験であり、別紙テーマ一覧に該当するものとします。

(2) 応募資格

本事業に応募できる者は、下記①～⑧の全ての要件を満たす者としてします。

- ①実証実験を自ら実施できる企業、研究機関、団体（コンソーシアムを含む。）等（以下「企業等」という。）であること。
- ②法人格を有していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく尾道市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥企業等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者でないこと。

- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が企業等の経営に実質的に関与していないこと。
- ⑧企業等の役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑨企業等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ⑩無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けたことのある団体又は現に受けている団体でないこと。
- ⑪企業等の役員等が前号に規定する団体の代表者、主催者、その他の構成員でないこと。
- ⑫尾道市が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて本人確認を行った場合に、当該本人確認に応じることができる者であること。
- ⑬国税及び地方税に滞納がない者であること。

4. 実証実験の実施・支援期間
採択から令和5年2月末日まで

5. 支援内容

(1) 経費支援

採択した実証実験について、採択後、別途提出していただく書類に記載された経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、補助金として、以下の経費を支援します。

	実証実験の実施に伴う補助対象経費	金額（補助率）
①	設備備品費（設備備品（取得価格10万円以上）をレンタルする場合に要する経費）	上限200万円 （補助率1/2以内）
②	消耗品費（物品（取得価格10万円未満）の製作及び購入に要する経費）	
③	謝金（知識を得るため、及び意見を聴取するため、有識者等に支払う謝金）	
④	外注委託費（装置のメンテナンス及びデータの分析等に必要経費）	
⑤	通信運搬費（物品の運搬費及びデータ通信費）	

⑥	賃借料（施設や土地を借りる経費）	
⑦	広報活動費（広告宣伝費、WEBページ制作費等）	
⑧	交通費（国内の交通費に限る。）	

（2）各種支援

採択した実証実験について、以下の支援が可能です。

- ① 実証実験拠点としてのシェアオフィスの利用
- ② 市内公共施設などの実証実験フィールドの提供
- ③ 実証実験モニター等募集支援
- ④ 実証実験に係る地元調整
- ⑤ 法制度に関するアドバイス
- ⑥ 行政データの提供
- ⑦ 実証実験のPR支援

※ ここに記載のない事柄についても相談に応じます。

6. 応募から審査までの流れ

（1）応募

市ホームページに掲載している様式を用いて事業提案書を作成の上、事務局へメールにて提出してください。

市ホームページURL

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/2/50532.html>

- ※1 応募書類は、日本語のみ受け付けます。
- ※2 提出していただいた応募書類は、返却いたしません。
- ※3 採択された実証実験の情報や実証実験時の写真・動画等について、尾道市が広報活動に利用させていただく場合があります。公開時には、内容の確認、承諾をいただきます。
- ※4 尾道市のメール受信は、1通当たり10メガバイト以内の受信容量となっているため、10メガバイトを超える場合は、データを分割して送信してください。難しい場合は、担当者へご連絡ください。

（2）審査

① 一次審査（書類）

一次審査は書類のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。審査基準（予定）は下記の通りです。

採点の評価点の合計が高いものから8者程度を選定します。

- (1) 地域課題・ニーズへの合致度（地域課題の解決・行政運営の効率化・豊かな市民生活の実現）
- (2) 先進性（先端的な技術又はアイデア・新規性・社会的インパクト）
- (3) 事業化可能性（目的と効果、事業化イメージや事業化の課題）

- (4) 将来性・競争力（ビジネスとしての成長性）
- (5) 事業化に対する情熱・熱意（地域（社会）課題解決への意欲）
- (6) 尾道市で実証実験する意義・効果（支援により効果があがるか）
 - ※ 自社の技術又はアイデアを事業化する上で、本市において実証実験を行うことの意義や本市等から各種支援を受けることによる事業化への影響等を評価します。また、実証実験の実施可能性に関してもあわせて評価しますが、本市等からの支援により実施可能性が高まる場合、そのことも考慮して審査を行います。
- (7) その他（提案事業者が市内事業者であるか、市外事業者であれば市内事業者との連携があるか、その他魅力的なポイント等）

② 二次審査（プレゼンテーション）

書類審査を通過した実証実験を対象に審査会を行います。審査は主に実証実験のプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行います。二次審査（プレゼンテーション）における審査基準は、実証実験の実施内容の妥当性、実証実験の実施可能性等の実証実験の実施に係る審査項目に比重を置いて評価します。

二次審査（プレゼンテーション）は尾道市役所本庁舎で行う予定です。

(3) スケジュール

- 募集期間：令和4年5月30日（月）～6月23日（木）17時
- 審査期間
 - 一次審査結果通知：令和4年7月4日（月）予定
 - 二次審査（プレゼンテーション）：令和4年7月14日（木）予定
 - 二次審査結果通知：令和4年7月29日（金）予定
- ※ 審査期間における各種スケジュールは変更となる可能性があります。変更となった場合は、メール等により随時通知します。
- ※ 審査の過程に係る情報は、公開しません。
- 実証実験期間：採択から最長令和5年2月末日まで
- 成果発表会：令和5年3月下旬予定

7. 結果の通知

支援の決定は、応募内容や実証実験の方法等を総合的に審査し、尾道市実証実験サポート事業支援決定通知書（別記様式第1号）又は尾道市実証実験サポート実験支援不決定通知書（別記様式第2号）で通知します。

8. 実証実験の内容変更又は中止

支援期間の途中において実証実験の内容変更又は支援の中止が発生した場合は、速やかに尾道市実証実験サポート事業計画変更（中止・廃止）申請書（別

記様式第3号)を提出してください。

9. 支援の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、実証実験の支援の中止を尾道市実証実験サポート事業支援中止通知書(別記様式第4号)で通知します。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 事故等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) その他市長が中止する必要があると判断したとき。

10. その他

採択された実証実験について情報発信を行う場合やメディアから取材を受けた場合等については、必ず「尾道市実証実験サポート事業の支援を受け実施している」旨を説明してください。

実証実験終了後は、実証実験の内容や実施状況を確認できる記録等の資料(チラシ、写真等)を用いて事業報告書(任意様式)を提出してください。

また、成果発表会での発表やホームページ等での公開にご協力ください。

11. お問い合わせ窓口、提出先

尾道市企画財政部政策企画課 担当：應治、土井

電話：0848-38-9316

メール：kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp